



群馬県人権教育の 基本方針

群馬県教育委員会

群馬県人権教育の基本方針

我が国においては、日本国憲法及び教育基本法に則り、基本的人権尊重の精神を基盤とした教育が行われている。

しかし、女性、子ども、高齢者、障害者、同和関係者、外国人、HIV感染者等に対する差別や偏見が今なお存在し、国際化、情報化、高齢化、少子化等の社会の急激な変化に伴い、人権に関する新たな課題も生じてきている。これらの人権問題を解決するため、学校教育及び社会教育においては、法の下における平等の原則に基づき、真の人権が確立された社会を実現することが求められている。

人権教育は、人権を相互に尊重し合う人権の共存の考え方を理念とし、基本的人権尊重の精神が正しく身に付き、人権という普遍的文化を構築するための教育活動であり、日常的・体験的な活動を通して積極的に推進するものである。

以上の観点に立って、次の方針に基づき人権教育を推進する。

1. 人権の意義や重要性及び人権問題についての正しい理解と認識を深めるとともに、人権を尊重する社会を築こうとする意欲と態度を育成する。
2. 学校教育においては、子どもの発達段階に即し、各教科等の特質に応じ、全教育活動を通じて、生命や人格を尊重し、他人を思いやるなどの豊かな人間性を育成する。
3. 社会教育においては、多様な学習機会を通して、学習意欲を高め、人権問題を直感的にとらえる感性や、日常生活において態度や行動に現れるような豊かな人権感覚を育成する。
4. 家庭教育においては、保護者に対する学習機会等を通して、幼児期から豊かな情操や思いやり、社会的ルールの尊重、善悪の判断等子どもの健全な人間形成ができるよう支援する。
5. 指導者の養成においては、人権問題に関する理解と認識を深め、人権教育に必要な技能と資質の向上に努める。

この方針を実施するに当たっては、生涯学習の視点に立ち、県・市町村が連携し、地域の実態に即して積極的に推進されるよう努めるとともに、公教育としての主体性を守り、関係諸機関、諸団体との連携を密にし、その総合的な推進に努める。

平成14年1月16日

群馬県教育委員会

主な人権問題(取組)



女性

- 社会制度・慣行の見直し
- 女性に対する差別・暴力の解消
- 国内法令や国際文書の内容周知
- 家庭・地域・職場における男女共同参画の実現
- 男女平等教育の推進



高齢者

- 尊敬や感謝の心の育成、高齢社会への基礎的理解、介護・福祉の問題への理解
- 高齢者の知識・経験を生かす社会参加の促進
- 判断能力が不十分な高齢者への支援
- 適切な福祉サービスの利用の支援



同和問題

- 同和問題に対する理解、認識の促進
- 同和地区出身者に対する偏見や差別解消
- 社会教育施設との教育・啓発の積極的な連携

- 一人一人を大切にした教育指導や学校運営
- ボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動等の推進
- 家庭・地域における養育力の向上
- 個に応じたきめ細やかな指導、教職員による子どもの人権侵害の防止

子どもたち



障害のある人たち

- 偏見や差別意識の解消
- ノーマライゼーションの理念の定着
- 障害のある子どもに対する理解と認識、交流活動の実施
- 障害のある人に対する理解、介助・福祉問題への理解



その他

外国籍の人たち

- 異なる言語・文化・習慣の理解、ともに生きる態度の育成
- 外国人児童生徒に対する日本語指導等の支援

HIV感染者等の人たち

- HIV感染者、ハンセン病に対する理解不足による偏見や差別意識の解消
- 青少年をエイズから守る



その他の人権問題

- 犯罪等の被害者に遭った人やその家族に対する人権の保障等

資料 2



人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(抜粋)

● 目的

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

● 定義

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

● 基本理念

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

● 地方公共団体の責務

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

● 国民の責務

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

資料 3



群馬県人権教育の基本方針の用語について

● 人権に関する新たな課題

犯罪の被害者やその家族、少年事件などの加害者本人に対するプライバシーの侵害。
インターネット上の電子掲示板やホームページへの差別的情報等。

● 人権の共存

自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うこと。

● 人権という普遍的文化

人権の尊重が、日常生活や社会生活の中の一つ一つの価値判断や行動様式の中に、当然のこととして自然に組み込まれている様態。

● 生涯学習の視点

人々が、生涯のいつでも、どこでも、自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価されるような社会を築こうとする見方。

● 公教育としての主体性

人権教育と政治運動や社会運動の関係を明確に区別し、日本国憲法及び教育基本法に則り、教育の中立性を確保すること。

群馬県教育委員会事務局 人権教育室

〒371-8570

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

Tel.027-226-4642